



## CULTURE &amp; ARTS BULLETIN

歌手テイラー・スウィフトは15歳の時にビッグ・マシン・レコードとレコーディング契約を締結し、同社のもと合計で6枚のアルバムをリリースしました。2019年、音楽プロデューサーのスクーター・ブラウンがこれらのアルバムの原盤権を保有していた同社を買収したため、同氏が過去アルバムの原盤権を得ることとなりましたが、過去アルバムの原盤権は、その後さらに投資ファンドに売却されています。

このような状況に対して、テイラー・スウィフトが自身の楽曲を「取り戻す」ために行ったのが、冒頭の過去アルバムの再録版のリリースです。

アーティストがアレンジを変えて過去の楽曲の再録アルバムを販売することは、これまでもしばしば行われてきました。しかしながら、上記のような経緯があったため、テイラー・スウィフトが再録した楽曲は、意図的にオリジナル版との差異が分からないものに仕上げられています。再録版のリリースは、一時的にオリジナル版の売上げにも寄与したかもしれませんが、ファンがストリーミングサイトで再録版を視聴し、また、テレビ局や映画製作会社が再録版を使用すれば、その分、オリジナル版の売上げは減少することになります。

著作権法上は、原盤権の保有者であっても、原盤権の効果として、アーティストによる楽曲の再録を禁止することはできません。そのため、米国のレコード会社がアーティストとの間でレコーディング契約を締結する場合、オリジナル作品の発売日や契約満了日から一定期間が経過する前のオリジナル作品と同一の作品の再録が禁止されるのが一般的でしたが、テイラー・スウィフトの再録シリーズの大ヒットを受けて、大手レコード会社が契約内容を変更し、再録禁止期間の延長を試みていることが報じられています。

日本のレコーディング契約においても、米国と同様、再録禁止規定が設けられることが一般的です。通常、レコード会社は、リスクを取って多額の先行投資を行い、アルバムを制作するところ、オリジナル版のリリース後すぐに再録版がリリースされてしまえば、原盤ビジネスはリスク及びコストに見合った収益が上げられなくなります。そのため、レコード会社がアーティストに対して再録禁止を求めること自体には正当な根拠があると考えられます。法的にも、私人間の契約については契約自由の原則が妥当しますので、再録禁止規定が一概に否定されるべきではありません。

しかしながら、あまりに長すぎる再録禁止期間は、公序良俗に反し無効である（民法90条）と評価されたり、また、優越的地位の濫用等の独占禁止法上の問題を生じさせる可能性もあります（特に、年少の無名アーティストがレコード会社と契約を締結する場面では、レコード会社はアーティストに対して取引上優越した地位にあると評価されることも多いと考えられます。）。また、既存の楽曲の再録という形によって新たな文化的価値が供給されることは、文化の育成の観点からも推奨されるべきであるという考え方もあり得るかもしれません。

再録禁止期間については、このような対立する要素のバランスに配慮した検討が必要であることは言を俟ちません。仮に、上述の米国の実務動向が日本の再録禁止規定にも関する交渉にも影響を及ぼし、日本のレコード会社が再録禁止期間の延長を試み

## CULTURE &amp; ARTS BULLETIN

ようとする場合であっても、再録禁止の対象をオリジナル版と類似性の高いアレンジによる再録に限るなどの工夫も考えられるでしょう。

(高橋 悠)

## 2. 「ドクターマーチン」の類似品に対する販売等の差止訴訟、控訴審も請求認容

「Dr. Martens」又は「ドクターマーチン」のブランド名を用いて、靴商品等の製造・販売等をする英国法人（「本件会社」）が、類似品を販売していた会社（「相手会社」）に対して、商標法 36 条 1 項及び 2 項並びに不正競争防止法 3 条 1 項及び 2 項に基づいて、相手会社の各商品の販売又は販売のための展示の差止め及び廃棄を求めていた裁判（「本件」）について、2023 年 11 月 9 日、知的財産高等裁判所は、本件会社の請求を全部認容した第一審判決を不服とする相手会社の控訴を棄却しました。

本件では、相手会社による不正競争防止法 2 条 1 項 1 号の不正競争の成否を判断するうえで、本件会社の商品の形態が本件会社の周知な商品等表示であるかが一つの争点とされ、第一審判決は、本件会社の商品の形態のうち、ソールエッジ、ヒールループ、ソールパターン、アウトソール踵部分の傾斜、靴の前部、ピューリタンステッチ、8 ホールについては、特別顕著性を否定した一方で、黄色のウェルトステッチについては、本件会社が 1985 年に日本において商品の販売を開始した後、少なくとも相手会社が商品を販売した 2020 年までの間において、「ウェルトには黒色、縫合糸には明るい黄色の組合せを使用し、かつ、ウェルトの表面に一つ一つの縫い目が比較的長い形状で露出」した形態上の特徴を有する靴製品は、本件会社の商品のほかに販売されていたことを認めるに足りる証拠はなく、特別顕著性が認められると判断していました。

これに対し、控訴審判決は、黄色のウェルトステッチに関して、『黒色のウェルトと明るい黄色の糸のステッチ』という形態だけを単独で取り上げれば、靴製品のパーツ（ウェルト、ステッチ糸）において普通に使用されることが想定される、ありふれた色彩のうちの任意の組合せにとどまるものであり、それだけから特別顕著性を認めることは、過剰な独占を認める結果になり相当でなく、「黒と明るい黄色とのコントラストによってウェルトステッチが明瞭に視認できるという効果があるにしても、控訴人（筆者注：相手会社）の主張するとおり、これに類する明暗のコントラストが採用されている靴製品は他にも普通に見受けられる」と判断して、黄色のウェルトステッチのみから特別顕著性を肯定していません。

もっとも、控訴審判決は、本件会社は、本件会社が主張する上記の各形態（ソールエッジ、ヒールループ、ソールパターン、アウトソール踵部分の傾斜、靴の前部、ピューリタンステッチ、8 ホール、黄色のウェルトステッチ）の特徴の全てを備える本件会社の商品の全体の形態が周知の商品等表示であるとして、不正競争防止法 2 条 1 項 1

## CULTURE &amp; ARTS BULLETIN

号の不正競争に係る請求を組み立てていることに即し、黄色のウェルトステッチのみからではなく、本件会社の商品の全体の形態について特別顕著性を認めている点が、第一審判決と異なるところです。かかる判断の違いは、上記のとおり、控訴審判決が本件会社の主張に即した判断をしたためですが、これに関連して、控訴審判決は、第一審判決が本件会社の商品が備える形態のうち、黄色のウェルトステッチだけを取り上げて、これが周知の商品等表示に当たると判断した点について、弁論主義（筆者注：裁判所は、当事者の主張しない事実を判決の基礎とすることができない）に違反していると明確に判断しているのも実務上は注目に値するところです。

第一審判決については、当事務所の [MHM Culture & Arts Journal - Issue 12 - \(2023年5月号 \(Vol.21\)\)](#) の1でもご紹介しておりますが、本件は、企業が、裁判を通じて類似品の販売等の横行に対応し自社のデザインを保護するうえで、いかに主張を組み立てていくかの参考となる事案であるといえます。

(兼松 勇樹)

### 3. 最高裁が映画「宮本から君へ」に対する助成金不交付決定を違法と判断

2023年11月17日、映画「宮本から君へ」（「本件映画」）の制作会社（X）が、独立行政法人日本芸術文化振興会（Y）の同社に対して下した助成金不交付決定が違法である旨訴えていた裁判において、最高裁判所は控訴審判決を取り消し、本決定を違法とする判決（「本判決」）が確定しました。

本件は、Xの本件映画の制作事業に対する助成金交付要望に対して、Yが助成金交付を内定したことを受けて、Xが助成金の交付を申請したところ、Y理事長は本件映画の出演者の中に麻薬取締法違反により有罪となった者（「本件出演者」）がいるとして、公益性の観点から助成金の不交付を決定した（「本件処分」）ので、Xが本件処分の取り消しを求めた事案です。

第一審判決（東京地判令和3年6月21日）では、公益性を理由とする助成金の不交付決定に関する裁量権の逸脱・濫用についての判断に際して、根拠とされた公益の内容、助成金の交付が公益を害する態様・程度、不交付決定により内定者に生じる不利益の内容・程度等の諸事情を考慮して判断するとしました。そのうえで、本件出演者が本件映画における「顔」として受け止められるほど重要な役割を担っておらず、助成金の交付により国が薬物を容認するというメッセージを発信するおそれがあるとは言えないなどとし、本件処分を裁量の逸脱・濫用に当たり、違法としていました。

一方で、控訴審判決（東京高判令和4年3月3日）は、第一審判決とは異なり、裁量の逸脱・濫用の判断に関して従来通りの判断枠組みを踏襲し、本件出演者が「本件映画のストーリーにおいて重要な役割を果たした」していたこと、薬物乱用が深刻な社会問題となっている状況下であったことなどを考慮し、「薬物乱用の防止という公益の観点」から助成金の不交付を決定した本件処分は裁量の逸脱・濫用に当たらず、適法

## CULTURE &amp; ARTS BULLETIN

であるとしていました。

これに対し、本判決においては、Yの助成金交付に対する判断に際して、芸術的な観点から助成の対象とすることが相当といえる活動についても、助成金の交付により、当該活動に係る表現行為の内容に照らして、一般的な公益が害されると認められるときは、かかる事情を消極的な事情として考慮することができるとしました。その一方で、表現行為の内容に照らして、抽象的概念である「公益」が害されたことを理由とした交付の拒否が広く行われるとすれば、表現行為への萎縮的な影響が及ぶとして、一般的な公益が害されることを消極的な事情として重視し得るのは、当該公益が重要、かつ、当該公益が害される具体的な危険がある場合に限られるものとしました。

そのうえで、本件出演者の知名度や、役の重要性にかかわらず、本件映画の制作活動に対して助成金を交付したからといって、国が薬物犯罪に寛容であるといったメッセージを発信するおそれがあるとは想定しがたく、薬物乱用の防止という公益が害される具体的な危険は認められないと判断し、本件処分は裁量権の逸脱・濫用に当たり違法としました。

本判決は、一般的公益を表現活動への助成金交付への消極的な事情として考慮することを認める一方で、表現の自由を定めた憲法 21 条に触れたうえで、一般的公益が害されることを理由とした交付拒否が広く認められる場合の当該表現行為への萎縮的効果という文化芸術分野への特殊事情を考慮し、当該公益が害されるおそれは具体的な危険である必要があると明示している点に特徴があります。また、そのあてはめにおいても、控訴審判決が考慮した本件出演者の知名度や役の重要性を考慮することなく、本件映画の制作活動への助成金の交付それ自体が公益を害するおそれがあるかを判断した点も本判決の特徴といえます。

助成金の交付等の文化芸術作品への金銭的支援は、多様な文化芸術表現を認めることの基礎となっており、多様な文化芸術作品の存続に大きな役割を果たしているものと言えます。文化芸術分野への助成金交付の判断に対して、文化芸術分野の特殊事情を考慮し、徒に抽象的な「公益」や「世論」への影響を考慮することを認めるべきではないと明示した本判決は、今後の文化芸術活動への助成金交付の判断に大きな影響を与えるものであることから、ここに紹介する次第です。

(山下 泰周)

## CULTURE &amp; ARTS BULLETIN

## ◆◆◆◆◆ Column ◆◆◆◆◆

## “文化芸術の中にある法を訪ねて (7)”

## 「キネマと司法」

映画ファンの間で「キネ旬」と愛称される専門誌があります。正式には「キネマ旬報」といい、創刊から百年を超える老舗の雑誌です。当初はその名のとおり月3回発行の旬刊誌でしたが、その後、隔週の月2回となり、今年(2023年)の夏からは、ついに月1回の月刊誌となりました。この間の映画界の盛衰を象徴するエピソードの一つです。

かつて日本の主要な街には必ずと言ってよいほど名画座と呼ばれる映画館がありました。封切り後しばらく時間が経過した良質の作品を館主が吟味して選別し、安価で上映して、映画ファンの人気を集めており、映画文化の一翼を担っていました。遠い昔の青春時代に、このような名画座で当時でもなお古いとされる映画を見て過ごしたオールド・キネマ・ファンの一人である私も、そこで出会った数多くの名作を通じて、少なからず人生というものを学び、また考えさせられた気がしています。そして、当時見た作品の印象的なシーンは今でも忘れられない懐かしい思い出の一頁となっています。

当事務所の [MHM Culture & Arts Journal - Issue 13 - \(2023年6月号 \(Vol.22\)\)](#) には、「映画鑑賞における体験性と再現性」という大変興味深いコラムが掲載されています。「鑑賞文化の変遷と新たな映画館の出現」というサブタイトルのとおり、古いファンにとっては、まさに隔世の感のある「新たな映画館の出現」に驚きを隠せない思いが致しました。小林正樹監督の「人間の条件」や内田吐夢監督の「宮本武蔵」などを一挙に見ますと上映も9時間を優に超え、粗末な固い椅子の上ではどのような姿勢をしても最後にはお尻が痛くなってしまいますのですが、それでも名作の感動の余韻に浸りながら帰途についたものです。

さて、司法や裁判をテーマにした映画は少なくありません。以前にアメリカのカリフォルニア州の弁護士会で夕食懇談を兼ねた研修会に招かれたことがあります。その時には、ポール・ニューマンが主役のアル中の弁護士を演じて、医療事故の裁判をテーマに取り上げた「評決」という作品が食事中に上演され、食後に意見交換するという企画でした。とてもエキサイティングな議論が交わされており、印象深い見学でした。

私自身の思い出に残る映画の一つで、司法の世界に強い関心を抱くきっかけとなったものに「十二人の怒れる男」という作品があります。上記の「評決」と同じシドニー・ルメットという社会派として有名な監督の作品で、名優として名高いヘンリー・フォンダが主演しています。父親殺しの容疑で起訴された少年の刑事事件についての陪審員12名の評議を描いたドラマです。もともと舞台用の脚本ということもあって、冒頭の法廷シーンと、陪審員たちがそれぞれ家路につくラストシー

## CULTURE &amp; ARTS BULLETIN

ンを除いて陪審員室での息詰まるような白熱の評議の場面が続きます。誰が見ても少年の有罪は動かないと思われる事件について、全員的一致が必要とされる評決で、ただ一人、無罪の投票をしたヘンリー・フォンダ演じる主人公が、「誰も反対しないから、自分一人だけでも反対しておきたい。この被告人のために少しの間だけでもしっかりと議論してみようではないか。」と他の陪審員に語りかけます。これをきっかけにして様々な疑問が提起され、意見が交わされて、一人、また一人と有罪から無罪に意見を変えていき、最後には陪審員の全員一致で無罪の評決に至るという筋書きの作品です。一見して疑いの余地のないものに見えても、少し違う角度から眺めるだけで、意外な様相を呈することがあります。その一部の間も感じられない濃密な演出は見事としか言いようがありません。評議の中身は極上のミステリーを読んでいるようで、まさにアメリカの司法の輝かしい光の部分を見事に描き切った作品と評することができます。事実を正確に認識することの難しさを教えられ、また、物事を見るときに先入観や思い込み、偏見に囚われないことの大事さを学ばされる作品です。

他方で、何事もそうですが、実際のアメリカの司法も決して光の部分だけではありません。陪審制の影の側面を描いたものとしては、例えば「ニューオリンズ・トライアル」という作品があります。こちらはジーン・ハックマンとダスティン・ホフマンという二人の名優が準主役として競演しており、先の読めない興味津々の物語が展開します。アメリカ映画には法廷ものと呼ばれる作品群があり、これらの中には名作と言われるものが少なくありません。そのような作品が生み出される要因の一つとして、国民の中から選ばれた陪審員が裁判に参加する陪審制を採用していることが挙げられます。裁判が国民にとって身近な存在となっていることに加えて、この陪審員を登場人物に加えることによって、よりドラマティックな味付けをした演出が可能になっているように思われます。なお、我が国では陪審制を採用していませんが、舞台を日本に移した架空の設定で「12人の優しい日本人」という邦画も公開されています。三谷幸喜原作のこの作品では、個性豊かな陪審員たちによる意外なストーリー展開が観客を十分に楽しませてくれる佳作となっています。

我が国では、2009年に、司法制度改革の一環として、司法に対する国民の理解を深め、信頼の向上を図ることを目的とする裁判員裁判の制度が導入されました。当初は制度の導入自体に賛否両論があり、その運用についても様々な懸念の声が少なくありませんでした。しかし、制度開始後の10年間で約1万2,000件の裁判員裁判が実施され、約9万人の国民が裁判員又は補充裁判員として参加したと報告されています。制度の導入を機に従来の刑事裁判の在り方は大きく変革し、国民の理解と協力に加えて、関係者の努力により国民の間で制度は確実に定着してきていますが、諸外国の刑事裁判における国民参加の歴史に比べるとまだまだ日が浅く、これからも不断の創意工夫が求められます。長い歴史を有する陪審制をテーマとして取り上げている名作映画の数々は、我が国の裁判員裁判の在り方を考える上でも貴重な示唆を与えてくれるものが少なくないように思われます。 (奥田 隆文)

## CULTURE & ARTS BULLETIN

### 【編集後記】

- ◇ 今月号のニュースレターでは、「ドクターマーチン」の類似品に対する販売等の差止訴訟や、映画「宮本から君へ」に対する助成金不交付決定といった、過去にも本ニュースレターにてご紹介した裁判例の上級審の判断を取り上げました。前月号でも最高裁が性別変更に関する生殖不能要件を違憲無効と判断したトピックを取り上げたとおり、近時は社会的に注目されている訴訟について踏み込んだ判断がなされている裁判例も散見され、引き続き、文化芸術に関する裁判の動向から目が離せません。
- ◇ 昨年より配信を開始してまいりましたMHM Culture & Arts Journalも、読者の皆さまからの励ましや応援のお陰で、毎月の配信を継続し、今年も無事年の終わりを迎えることができました。この場をお借りして感謝申し上げます。これまで掲載したトピックやコラム、判例紹介が、皆さまの気付きやアイデアの端緒・きっかけとなれば幸甚です。より一層皆様の知的好奇心を刺激できるよう、執筆担当者・編集担当者ともに精進してまいります。2024年も引き続きどうぞよろしくお願いいたします。
- ◇ 森・濱田松本法律事務所 文化芸術プラクティスグループでは、皆さまのご意見等をお待ちしております。CULTURE & ARTS BULLETIN / MHM Culture & Arts Journal への掲載内容へのご質問のほか、誌面への感想、取り上げてもらいたいテーマ等のご要望も大歓迎です。

(編集担当：小田 大輔、野々口 華子)